5　法第三十九条の十四第二項の経済産業大臣が行う検査は、第一項から第四項までの規定への適合に関する事項とし、書類検査及び現地検査又はこれらに類する検査により行うものとする。

6　経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が第一項及び第二項に規定する基準に適合していると認めるときは、様式第五十四の七の三の認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。ただし、第一項から第四項までに規定する基準に適合していると認めるときは、認定高度保安実施者認定証に代えて、様式第五十四の七の四の特定認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。

（協会等の調査）

第九十二条の七の四　法第三十九条の十六第一項の規定により、協会又は法第三十九条の十四第二項ただし書の指定を受けた者が行う調査は、前条第一項から第四項までの規定への適合に関する事項のうち、高度な保安の確保に関する専門技術的事項の確認に関するものとし、書類調査及び現地調査又はこれらに類する調査により行う。　［新設］

2　法第三十九条の十六第二項の規定による通知は、様式第五十四の七の五の調査通知書により行うものとする。

（認定の更新）

第九十二条の七の五　前三条の規定は、法第三十九条の十七第一項の認定の更新に準用する。　［新設］

（認定内容の変更の届出）

第九十二条の七の六　法第三十九条の十八の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第五十四の七の六の認定高度保安実施者変更届書に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。　［新設］

（施設の追加）

第九十二条の七の七　第九十二条の七の二から第九十二条の七の四までの規定は、認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を追加する場合について準用する。この場合において、第九十二条の七の三第六項ただし書の規定は、当該認定高度保安実施者が特定認定高度保安実施者であり、かつ、この項前段において準用する第九十二条の七の二の申請の内容が第九十二条の七の三第三項及び第四項に規定する基準に適合していると認める場合に限つて、適用する。　［新設］

2　前項の場合において、認定高度保安実施者は、第九十二条の七の二（同項前段において準用する場合を含む。）の規定により既に提出した書類の内容に変更がないときは、同項前段において準用する同条の規定にかかわらず、当該規定により提出すべき書類の添付を省略することができる。

（認定高度保安実施者の承継の届出）

第九十二条の七の八　法第三十九条の十九第二項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者の地位を承継した者は、様式第五十四の七の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。　［新設］